

## 第2号様式

## 平成21年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

|                      |   |                      |
|----------------------|---|----------------------|
| 開催日時及び場所             | 平成22年2月12日(金) 法務省大臣官房施設課入札室                     |                      |
| 委 員                  | 角田 茂 (大学参事) ※委員長<br>只木 誠 (大学教授)<br>遠藤 和義 (大学教授) |                      |
| 審議対象期間               | 平成21年8月1日から平成21年11月30日                          |                      |
| 抽出案件件数               | 総件数 7件  | (備考)                 |
| 工事                   | 一般競争<br>標準指名競争<br>随意契約                          | 1件<br>1件<br>1件       |
| 業務                   | 一般競争<br>簡易公募型競争<br>標準指名競争<br>随意契約               | 1件<br>1件<br>1件<br>1件 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問<br>別紙のとおり                                 | 回答<br>別紙のとおり         |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容   | 具申又は勧告<br>なし                                    | 回答<br>なし             |

別 紙

| 意 見 ・ 質 問  | 回 答  |
|--|--|
| <p>1 工事の発注状況について</p> <p>一般競争入札中、「体育館及び渡り廊下棟塗装改修工事」の落札率が異常に低いが、何か要因はあるのか。</p>   | <p>8者が応札しており、最高入札額は1,500万円、最低入札額は734万円である。平均応札額は約1,140万円、平均応札率は約61%となっており、総じて入札率が低い案件であるが、その要因は不明である。本工事は、特段問題なく完成している。</p>  |
| <p>2 業務の発注状況について</p> <p>工事については、一般競争入札を原則化しているが、業務についてはどのようにしているのか。</p> <p>総じて落札率が低いが、この結果を予定価格にフィードバックさせることはできないのか。</p> <p>低価格入札が常態化していることに対する、何らかの対策を講じる必要があるのではないか。</p> | <p>業務については、基本的にプロポーザル方式を採用しており、一般競争入札を原則化していない。</p> <p>設計・工事監理等の予定価格は、全体の業務量を算定し、それに人件費の単価を掛けて算出するため、落札率を予定価格に反映させる仕組みになっていない。</p> <p>予定価格は、国土交通省が策定している告示を基に積算しており、実情に沿ったものになっていると考えている。また、全社が低価格で入札しているわけではなく、一部の業者がかなり低く入札しているため、結果として落札率が低くなっている。現段階では、対策を講じることは難しい。</p> |
| <p>入札結果については、公表しているのか。</p>   | <p>平成21年11月落札決定分から、法務省ホームページに入札調書を公表している。</p>  |
| <p>3 応札者が一者であった契約について</p> <p>入札回数が2回となっている案件について、応札者は他の者がいることが前提となっているのか。</p>  | <p>本省においては、電子入札を導入しているため、応札者が他にいるか否かは不明の状態で入札している。一方、本省以外にお</p>  |

|          |   |  |
|----------|---|--|
|          | <p>4 指名停止等の運用状況について<br/>積算漏れにより入札後辞退したことが原因で指名停止としているが、積算漏れは錯誤によるものか。</p>   | <p>いては、紙入札を採用しているため、一者であることが分かった上で入札している。</p> <p>業務内容を正確に把握していなかったものと思われ、錯誤ではなく過失となる。入札は有効であり、本来入札額で契約しなければならないところ、その義務を果たさず、入札行為を遅延させたことに対するペナルティである。</p> |
| 5 工事発注案件 | (1) 一般競争入札<br><br>【熊谷拘置支所新営（建築）工事】<br><br>低入札価格調査事項として、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延の有無を労働基準監督署に照会しているが、回答を得られないのが通例であれば、調査をする意味がないのではないか。 | 一部の労働基準監督署からは回答を得ているので、調査項目として残している。今後は、他省庁の状況及び厚生労働省の意向等を確認した上で、検討していきたい。   |
|          | (2) 標準指名競争入札<br><br>【宮崎少年鑑別所直結給水設備工事】<br><br>指名通知書発出前に指名業者へ連絡しているが、これに対して何らかの対応をしているのか。   | 実情を確認したところ、指名通知書を発出する旨の事前連絡をしており、それを受けた辞退を申し出てきたものである。通達等にこのような手続は存在しないため、今後はこのようなことがないよう指導済みである。  |
|          | (3) 隨意契約<br><br>【平成20年度静岡刑務所職員宿舎新営（建築）工事（第2回変更）】<br><br>変更契約に係る予定価格を算出する際、原契約の落札率を乗じているのか。                                      | 落札率を乗じることが基本的な考えとなっている。  |
|          | 変更契約は発注者の都合で実施するにもかかわらず、落札率を乗じるのは、  | 変更契約は、数量の変更によるものが原則であり、追加工事とならないよう気を付  |

|  |   |
|--|---|
| <p>相手側にリスクを負わせることになり、理不尽だという批判が出る可能性もあるため、工夫が必要であると思う。</p>   | <p>ける必要があると考えている。</p>   |
| <p>6 業務発注案件<br/>(1) 一般競争入札</p>   |   |
| <p>【平成21年度東京拘置所職員宿舎敷地調査】<br/>低入札価格調査において、調査対象者からの聴取書に、「内訳書の積算についても協力会社から提出を受けたものである」とあるが、自社では業務を実施しないのか。</p> | <p>下請けに出す部分については、下請業者から提出を受けた見積書を基に算出しているという趣旨である。</p>                              |
| <p>履行保証はどういった形でとっているのか。</p>  | <p>履行保証としては、金銭的保証と役務的保証があるところ、その選択は相手方に任せているが、その大半は金銭的保証となっている。</p>                 |
| <p>(2) 簡易公募型競争入札<br/>【平成21年度人吉農芸学院庁舎等実施設計業務】<br/>入札説明書にある業務成績の点数区分の根拠は何か。</p>                                | <p>国土交通省の基準に準じており、65点を標準に±5点で、Aと-Aに分けている。</p>                                       |
| <p>業務成績が83点以上の場合、2Aとなっているが、83点の基準は何か。</p>  | <p>以前は法務省独自の評価基準を採用しており、その際の評価基準が60点であったところ、現在の65点に移行した際に、2Aの80点を83点に移行したものである。</p> |
| <p>実施設計業務を数件まとめて1件で発注しているが、よくやっているのか。</p>  | <p>本年度は実施設計業務の件数が多いため、関係する業務を1件にまとめて発注したものであり、1件毎に発注するのが基本である。</p>                  |

|  |   |
|--|---|
| <p>低入札の案件について、低入札でない案件との契約上の違いはあるのか。</p> <p>(3) 標準指名競争入札<br/> <b>【松山刑務所職員宿舎新営工事監理業務】</b><br/>     実施設計業務を行った業者は監理業務ができないといったルールはあるのか。</p> <p>(4) 隨意契約<br/> <b>【平成21年度福岡刑務所総合管理棟等実施設計業務】</b><br/>     一者隨契であるにもかかわらず見積書の金額が低いが、何か理由はあるのか。</p> | <p>契約上の違いはないが、契約締結後に、品質確保対策計画書を提出させるとともに、履行確認の厳格化等の措置を講じることとしている。</p> <p>指名通知の際に排除することはないが、監理業務の管理技術者は、実施設計業務の管理技術者でないことを要件としている。</p> <p>推測であるが、改正前の国土交通省告示を基に算出した可能性がある。</p> |
|--|---|